

不当要求行為への厳正な対応

公務員のコンプライアンス（法令遵守）が一層求められる中、三郷町では公正かつ民主的な町政運営の徹底を図り、不当要求行為等に対し、警察への通報及び入札参加資格の停止など厳正に対応します。

★ 不当要求行為等に該当する事例

※ 「三郷町不当要求行為等の防止に関する要綱」より

- 1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段等により要求の実現を図る行為
- 2) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- 3) 威圧的な言動により職員に嫌悪の情を抱かせ不当な要求を強要する行為
- 4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙
図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、入札指名介入、下請参入、
債務の免除又は法外な補償等を不当に要求する行為
- 5) 庁舎等の公共施設の保全若しくは秩序の維持又は事務事業の執行に支障
を生じさせる行為
- 6) その他前各号に準ずる行為

★ 不当要求行為等防止に関する依頼

- 1) 許可なく役場の執務室（カウンター）内へは絶対に入らないでください。
- 2) 職員に対し、次のような行為はしないでください。
 - 大声をあげ、恫喝、脅迫、強要する行為
 - 会食や接待、遊技（スポーツ含む）、旅行に誘う行為
 - 金銭（祝儀・見舞金等含む）、物品、贈答品（中元・歳暮等）を提供する行為
 - 個人的な役務提供等、個人に便宜を図る行為
 - 工事等の発注を催促する行為
 - 特定の業者を指名するよう、または指名しないよう要求する行為
 - 随意契約（見積合わせ）の案件に対し、非公開の事項（業者名・設計金額等）を教えるよう求める行為
 - 入札案件に対し、非公開または公表前の事項（業者名・最低制限価格・総合評価技術提案に関する事項等）を教えるよう求める行為
- 3) 職員の個人携帯電話には、直接連絡をとらないでください。
 - ※ 契約工事に関するものも、必ず役場の指定連絡先に連絡
 - ※ メールや LINE 等を含み、災害時、緊急時を除く

令和 6 年 4 月 三郷町